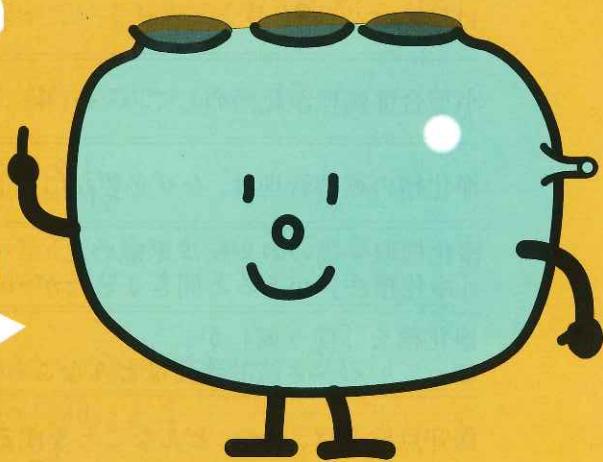


合併処理浄化槽と 上手につきあう方法

環境にも
財政にも優しく、
地震に強い
浄化槽



合併処理浄化槽と上手につきあう方法／目次



はじめに……3

小型合併処理浄化槽のしくみ……4

浄化槽の維持管理は、なぜ必要なのでしょうか……6

浄化槽取り扱いのルールを定めた
「浄化槽法」があると聞きましたが……7

浄化槽を「使う側」が
知っているべき法的義務はどんなことですか……8

保守点検とは、いつ、どんなことをするのですか……10

保守点検を自分で行おうと思いますが……11

保守点検を頼みたいのですが、
どこへ連絡すればいいのですか……12

浄化槽の清掃について教えてください……13

清掃作業の業者はどこへ頼めばいいのですか……14

水質検査を受ける義務もあるようですが……15



水質検査を行う人は、だまついても来てくれますか……16

水質検査とは、どんなことを行うのですか……17

保守点検業者と契約しているのに、
法定検査も受けますか……18

水質検査を受けた後、「不適正」の通知を受けましたが、
どうしたらいいでしょうか……19

保守点検・清掃の記録は
どれくらい保管しなければならないのですか……20

浄化槽法に違反した場合の「罰則」とは
どのようなものですか……21

(一社)全国浄化槽団体連合会(全净連)の「保証制度」の
保証期間と保証の範囲について教えてください……22

保証制度の期間が過ぎてしましましたが、
わが家の浄化槽は大丈夫でしょうか……23

家族のみんなが知っておくべきことは何ですか……24

風呂場の改造で浴槽を大きくしましたが、
合併処理浄化槽への影響が心配です……26

物置のスペースがないので困っていますが、
合併処理浄化槽の上を一部利用できませんか……27

はじめに



浄化槽からの臭いがひどいのですが……28

浄化槽からの音が気になりますが……29

2週間ほど海外旅行をしますが、
浄化槽の電源はどうすればいいのでしょうか……30

使い古しの食用油の始末は、
油処理剤を使えば、流しに流せるのでしょうか……31

台所からの野菜くず等が流れ込まないように
排水口にネットをかぶせていますが……32

洗濯には粉石鹼や無リン洗剤がいいと聞きますが、
どれを使えば良いのですか……33

風呂場のタイルに使う
カビ取り剤を流しても大丈夫ですか……34

トイレの掃除に洗浄剤を使いたいのですが……35

入浴剤を使って家庭で温泉気分を楽しんでいますが……36

トイレの芳香剤は、問題ないですか……37

糖尿病の薬を常用していると、
浄化槽に良くないと聞きましたが……38

みなさんは、家庭で使った水がその後どのようになるかご存じでしょうか。

下水道等に接続している場合（下水道料金を払っていらっしゃるかどうかでわかると思いますが。）、合併処理浄化槽を設置されている場合以外は、台所や風呂、洗濯で使われた水は未処理でそのまま、周辺の河川、水路などに放流されています。もちろん浄化槽を設置されている場合でも単独処理浄化槽であれば同じことです。「浄化槽は設置しているが……」という方で合併処理浄化槽か、単独処理浄化槽がわからない方は、保守点検や清掃をお願いしている業者の方にお尋ねいただければすぐにわかるはずです。

水環境の保全を考える上で、生活雑排水の未処理放流は非常に大きな問題です。このため、国、都道府県、市町村、関係業界等々の協力のもと合併処理浄化槽の普及促進、単独処理浄化槽の新設廃止を推進してきたところです。さらに、平成13年4月からは、浄化槽の設置の際には原則合併処理浄化槽が義務づけられ、既に設置されている単独処理浄化槽については合併処理浄化槽への転換に努めることとする改正浄化槽法が施行されました。

この小冊子は、合併処理浄化槽を設置された場合の注意点を記述したものですが、合併処理浄化槽を設置された方だけではなく、それ以外の方にも合併処理浄化槽を理解していただくのに非常に有効な内容となっていますので、是非ともお読みいただき、合併処理浄化槽の普及に御理解いただければ幸いです。

浄化槽を「使う側」が 知っているべき法的義務は どんなことですか



「浄化槽法」とこれに基づく各省令等で詳細に規定されている事柄のうち、『使う側』の皆さんに知っていてほしい義務は次のようなことです。

- 1 下水道等による場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、し尿を公共用水域に放流してはならないこと
- 2 浄化槽で処理した後でなければ、浄化槽をし尿の処理のために使用する者が排出する雑排水を公共用水域等に放流してはならないこと
- 3 浄化槽を使用する人は「浄化槽の使用に関する準則」（下の①～⑧）を守らなければならないこと
 - ①し尿を洗い流す水の量は適正量とする
 - ②殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等で浄化槽の正常な機能を妨げるものは流入させない
 - ③単独処理浄化槽では雑排水を流入させない
 - ④合併処理浄化槽では工場廃水、雨水その他の特殊な排水を流入させない
 - ⑤電気設備のある浄化槽の電源を切らない
 - ⑥浄化槽の上部、周辺に保守点検や清掃の邪魔になる構造物を作らない
 - ⑦浄化槽の上に浄化槽の機能を妨げるような荷重をかけない
 - ⑧通気口をふさがない

4 浄化槽法では、浄化槽の所有者などを「浄化槽管理者」と定め、次のような義務を課していること（戸建て住宅の場合、一般には住民の方が「浄化槽管理者」になります）

- ①浄化槽の保守点検と清掃を、毎年、法律で定められた回数を行い、その記録を3年間保存しなければならない。ただし、保守点検や清掃を資格のある業者に委託することができる
- ②指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。これには、浄化槽設置後一定期間に行う検査と毎年行う検査の2種類の検査がある

なお、これら浄化槽法の規定に違反すると処罰されることがあります。

